

まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務に関する  
公募型プロポーザル実施要領に係る質問および回答整理表

秋田市企画財政部企画調整課

【土崎・新屋共通】

No.	質問内容	回答内容	回答公開日
1	参加資格は、秋田市内に本社を有する者の「単独」又は「JV」としているが、協力事務所も秋田市内に本社を有する者に限定されるか。	協力事務所は、「秋田市に本社を有する者」との限定はしていません。  また、協力事務所としてのみ本件に関わる場合は、複数の参加表明者の協力事務所になることは可能です。	7月16日
2	平成16年4月以降における同種・類似施設整備に係る設計業務の実績として、コミュニティセンターは「文化・交流施設」に該当するか。	「文化・交流施設」とは、要領に例示した施設だけでなく、公共施設・民間施設を問わず、公民館・コミュニティセンターなど地域において市民交流に活用されている施設も該当すると想定しております。  なお、参加表明書添付の設計コンセプトを説明する資料により、事務局で判断することとなります。	7月16日